

普通預金を別段預金に変更して貸金債権と相殺することは、 破産法71条1項2号の財産処分行為に該当するか ～東京地判令和4年11月9日金融・商事判例1666号23頁

大橋 君平
Kumpei Ohashi

PROFILEはこちら



第1 はじめに

破産法67条は、破産債権者が、破産手続開始時点で破産者に債務を負担している場合の相殺を、原則、認めています。相殺の担保的機能に対する期待を保護するためといわれます。

他方、破産手続の基本原則である債権者平等を損う相殺は禁じられています。たとえば破産法71条1項2号は、「支払不能になった後に契約によって負担する債務を専ら破産債権をもってする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で…締結することにより破産者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき」は、相殺できないと定めています。これは、破産者と破産債権者との新たな取引等で破産債権者に債務が発生すると、破産者が債権取得の対価を代物弁済に供したのと同視できる場合があるため、支払不能後の代物弁済が偏頗行為否認の対象となることとの均衡を図るものといわれます。

今回ご紹介する裁判例は、X社が、Y行に対して借入金のリスケジュールの要請をした際、「X社の顧客に対する請負代金債権について普通預金口座に入金があった場合に、当該入金額を別枠でプール(確保)する」という方針がY行から示され、X社が口頭で同意したこと(本件合意)から、これが破産法71条1項2号に定める財産処分契約に該当するかが問題となったものです。

第2 事案の概要

上記裁判例の事案は、Y行(被告)が、平成30年1月、X社

(後に破産しています)に手形貸付を行った上で、同年10月、X社と本件合意を行い、その後、X社の普通預金口座への入金を別段預金及び定期預金に振り替えた上で、平成31年1月、これらの預金債権を受働債権とし、前記手形貸付にかかる貸金債権を自働債権とする相殺の意思表示をした(本件相殺)というものです。

破産会社となったX社の破産管財人(原告)は、本件相殺は破産法71条1項2号に反し無効だと主張し、被告に対して、預金払戻請求権に基づき、X社の別段預金及び定期預金合計約9082万円及び遅延損害金の支払を求める訴訟を提起しました。

1 X社の平時の取引の仕組み

X社は、顧客からログハウスの建築請負の申込みを受けて建築部材を購入し、その組立作業等を下請業者に依頼していました。

X社は、原則として、申込時、契約時、着工時、上棟時及び完成引渡時の5回に分けて請負代金の支払を受けていました。X社は、仕入先等に対する支払を、顧客からの支払時よりも先に行うため、つなぎの運転資金の融資をY行等の金融機関から受けて、顧客から普通預金口座に振込入金がある都度、これを融資金の返済に充てていました。

2 時系列

①平成30年1月:Y行は、X社に対して、弁済期を平成30年6月29日として、1億5000万円の手形貸付をしました(本件貸金債権)。

- ②平成30年10月5日及び同月12日:X社は、顧客からの入金額の一部を、本件貸金債権の弁済に充てました。
- ③平成30年10月16日:X社代表者らは、Y行担当者と面談し、再建計画を策定するとして借入金の返済猶予を求めました。このとき、本件合意が成立しました。
- ④平成30年10月26日～同月31日:Y行は、X社名義の普通預金口座から、顧客からの入金額のうち合計約4898万円を別段預金に振り替えて、さらに定期預金に振り替えました。
- ⑤平成30年11月5日～同年12月7日:Y行は、X社名義の普通預金口座から、顧客からの入金額のうち合計約4183万円を別段預金に振り替えました。
- ⑥平成31年1月9日:Y行は、X社に対して、本件貸金債権のうち約9082万円を自働債権とし、④の定期預金と⑤の別段預金とを受働債権として、これらを対等額で相殺する旨の意思表示をしました。
- ⑦令和元年7月26日:X社は破産手続開始決定を受け、原告が破産管財人に選任されました。

第3 裁判所の判断

1 事実関係について

裁判所の認定によれば、Y行には、別段預金に関する規定も、X社との一般的な取決めもなく、本件合意に基づき、普通預金の一部を別段預金に振り替えたと言われました。

そのため、この別段預金は、本件合意後の事情の変更がない限り、X社が自由に払戻しを求めることができない性質のもので、普通預金とは取引条件等が異なると判断されました。

2 本件合意の財産処分契約該当性について

裁判所は、本件合意に基づき行われた振替行為は、取引条件等を変更して普通預金の拘束性を高めるもので、本件合意は、取引条件等の変更に関する財産処分契約に当たると解する余地があると思いました。

しかし、相殺にかかる普通預金債務の負担原因となつたのは、平時における取引と同様に顧客からなされた振込入金でした。そのため、裁判所は、本件合意によって債務の負担原因まで変更されたと解するのは困難であり、別段預金は普通預金債務の取引条件等が変更されたにすぎず、本件合意により債務を負担した場合に当たらないとし、むしろ、本件貸金債権の弁済期が経過し、本件貸金債権と普通預金債務に係る債権は顧客からの振込入金時で既に相殺適状にあったことから、Y行には相殺に対する期待が生じたとして、Y行の相殺は破産法71条1項2号に違反しないと結論づけました。

第4 検討

この裁判例は、普通預金を別段預金等に変更する旨の合意が財産処分契約にあたりうるとしていますので、財産処分契約は支払不能後の弁済・代物弁済と同視しうるものに限られないとする考え方に立つといえます。もっとも、「破産者に対して債務を負担したこと」の要件を欠いて、破産法71条1項2号に該当しないと判断しています。

その他、この裁判例では、普通預金への振込入金は平時の取引と同様であって詐害性がないこと、相殺の担保的機能に対する破産債権者の期待を保護すべきであることも指摘されています。これは「専ら破産債権をもってする相殺に供する目的」の要件も否定する趣旨と考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】